

### 一般質問(要旨)



議員 加那 江尻 産党 共市 出選 日本共産党 水戸市選 一括方式

#### 東海第二原発の廃炉

議員 知事は所信表明で原子力に言及せず、「県民の声を聴く」予算も計上されていない。県民の約七割が再稼働反対だという声をどう聞くのか。また、再稼働が決定していない今こそ廃炉の決断を働き掛けるべきと考えるが、所見は。知事 安全性の検証に加え、万に備えた実効性ある原子力防災体制の構築を図った上で、県民の声にしっかりと耳を傾け、県民の安全、安心の観点から慎重に判断していく。



議員 澤 徹 属出 所市選 一括方式 本無 田一括方式

#### 世界湖沼会議を契機とした県内への誘客

議員 世界湖沼会議のサテライト会場への誘客、メイン会場参加者の本県湖沼への誘客にどのように取り組むのか。生活環境部長 三月中旬にサテライト会場の取り組みをまとめたチラシやポスターを作成し、広報に努める。また、会議の中日には参加者にエクスカージョン(視察)として本県の誇る湖沼を訪れ、景観などの魅力に直接触れていただくほか、会議後には県内各地へのオンラインツアーも企画している。

#### 保育士などの処遇改善

議員 保育士や放課後児童支援員の新たな処遇改善のため、二十九年度に給与への加算が予算化されているが、現時点では十分支給されていない。全ての保育士などの賃金を底上げするための対応とは。知事 二十九年度から実施されている保育士などの処遇改善については、職員間の給与面のバランスが崩れるなどの理由から実施が進んでいない。引き続き制度の理解促進を図り市町村にも働き掛ける。

(ほかに、小児マル福制度、介護保険と地域包括ケアなども質問)

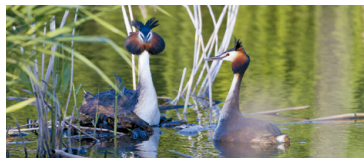


保育士などの処遇改善の推進を

#### 市町村における広域避難計画の策定

議員 原子力災害に備えた市町村の広域避難計画の策定について、移動手段の確保などの課題も含め今後どのように支援していくのか。生活環境部長 移動手段の確保については、今後、運転する方の放射線防護対策など具体的な協議を交通事業者と行っていく。課題解決に向け、国や市町村と知恵を出し合うなど、引き続き計画の策定と充実に向けて支援を行っていく。

(ほかに、銚田第二高等学校の学校づくり、鹿島灘海岸公園と銚田海岸の魅力向上なども質問)



世界湖沼会議を契機とした誘客を(北浦のカムリカイツブリ)



議員 高橋 勝則 民党 自民 出選 いばらき 古河市選 一括方式

#### 再犯防止の推進

議員 再犯率が年々上昇している中、安心して暮らせる社会づくりの実現には、地方再犯防止計画の検討や保護司の活動支援など、再犯防止の推進に向けた取り組みを進めるべきと考えるが、所見は。保健福祉部長 国の重点分野を踏まえ、県の再犯防止推進計画の策定に向けて検討を行う。また、保護司の担い手確保を支援するほか、活動しやすい環境づくりを促進していく。国や関係機関などと連携しながら再犯防止の推進を図る。



議員 二川 英俊 民フォーラム 県民 出選 ひたちなか市選 一括方式

#### ひたちなか地区の振興

議員 ひたちなか地区は、今後のさらなる発展が期待される地域である。新たな知事としてひたちなか地区の振興について、どのように考えているのか。知事 インフラ整備が進み、物流や観光などで注目を集める現状をさらなる発展の好機と捉え、地区の活性化や交流人口の拡大などにより国際港湾公園都市構想の実現を目指す。ひたちなか地区が県の発展をけん引する地域として成長していけるよう全力で取り組む。

#### 成年年齢の引き下げ

議員 選挙権年齢が満十八歳以上となったことを踏まえ、国では、民法の改正が議論されている。成年年齢の引き下げにより、消費者被害の拡大が懸念されるが、消費者教育にどう取り組むのか。教育長 子どもの頃からの継続した教育が大切であり、特に高校生に対して法教育講座などを実施している。今後は保護者への理解啓発をはじめ消費生活センターなども連携し、消費者教育を一層推進する。

(ほかに、(仮称)南古河駅、国道三五四号バイパスなども質問)



高校生による地域の消費者教育に関する発表

#### 民間企業に対する働き方改革の取り組み

議員 働き方改革の実施状況の把握や、県が決定権を持つ調達案件を活用した機運醸成も必要と考える。県内民間企業に対する働き方改革をどのように進めていくのか。商工労働観光部長 働き方改革に意欲的な企業に対し、継続的なコンサルティングによりモデル企業を育成するほか、物品・役務調達の入札参加資格者名簿作成に当たりインセンティブ付与を検討する。

(ほかに、那珂川における工業用水の塩害対策、保育所整備の今後の在り方なども質問)



さらなる発展が期待されるひたちなか地区

#### 請願・陳情とは

県民のみなさんの要望や意見を県政に反映させる方法として、請願や陳情があります。議員の紹介のあるものを「請願」、ないものを「陳情」といいます。

請願は、委員会での審査の後、本会議において採否を決定します。採択となったもので執行機関において処理することが適当なものにつきましては、これを知事などに送付し、処理の経過および結果の報告を求めます。また、本会議での採否の結果(委員会での審査で継続審査になった場合を含む。)につきましては、請願者(請願者が複数の場合は代表者)に通知します。陳情は、所管の委員会に参考送付され、議案などの審査の際の参考に供されますが、本会議において採否は決定されません。

詳細につきましては、県議会事務局議事課へお問い合わせください。(お問い合わせ先:電話 〇二九一三〇一五六三三四)

#### 請願(陳情)の主な流れ

